

「玄海地域の緊急時対応」検討に向けた対応方針（案）

1. 「緊急時対応」検討の位置づけ

玄海地域原子力防災協議会作業部会（以下、「作業部会」という。）における「玄海地域の緊急時対応」の検討は、佐賀県、長崎県、福岡県においてこれまで取り組まれてきた検討結果を踏まえ、避難計画のさらなる充実化を図る目的で行うものである。

2. 検討スケジュール及び進め方

作業部会において検討した結果を玄海地域原子力防災協議会の共通認識とするため、「玄海地域の緊急時対応」の事務レベルの検討を年度末までに完了することを目標とする。したがって、これらの検討に資する関係者間の協議を集中的に行っていく必要があることから、当面2～3週間の1回の頻度で作業部会を開催する。

当面の作業部会において、優先的に取り扱う課題については、別紙に示す「玄海地域の緊急時対応における当面の主な検討課題」とする。検討にあたっては、各県から事前に提供された詳細なデータ等を検討項目毎にまとめ、内閣府が検討結果の素案を作業部会に提示する。そのうえで、作業部会において防災体制の充実・強化の観点から関係者間での議論を行い、議論の結果を反映・とりまとめることとする。

地域防災計画や避難計画の充実に資する検討は継続的に行うべきものであり、別紙に示す内容以外の課題や、訓練等により得られた課題の検討についても、引き続き作業部会で検討する。

以 上

「玄海地域の緊急時対応」における当面の主な検討課題

- 避難ルート・避難先の確保
 - 複数の避難経路、避難先の確保
 - 計画に定められた避難ルート・避難先が使用できない場合の対応（現状の計画では、一部を除き避難ルート・避難先は単一で規定。）
 - 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策
- 輸送力の確保
 - P A Z 圏内（P A Z に準じて避難する地域を含む）避難時における必要車両数（バス、福祉車両）の見積と確保策
 - 地元バス事業者、九州電力等への協力の取り付け
- 避難行動要支援者（学校・保育所、医療機関、社会福祉施設、在宅要支援者）の対応
 - 支援者の確保状況
 - 避難行動要支援者の状況に応じた対応
 - 避難先の確保策
- 離島における防護措置の対応
 - 情報的孤立、物理的孤立への対応
 - 複合災害時の状況に応じた対応策の検討
- 生活物資及び放射線防護資機材の備蓄・供給体制
 - 物資集積拠点・一時集結拠点の選定
 - 生活物資の行政備蓄（場所、品目、数量）及び供給体制
 - 放射線防護資機材の備蓄（場所、品目、数量）及び供給体制
- 安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布体制
- 避難退域時検査・除染場所候補地の選定
- 代替オフサイトセンター候補の選定

以 上

「玄海地域の緊急時対応」 離島における防護措置の検討の考え方（案）

玄海地域では、原子力発電所から概ね 30km 圏となる原子力災害対策重点区域内において、多くの離島が散在しているという地形的な特性を有しており、これらの離島については自然災害等による孤立可能性がある。

ついては、複合災害時において、自然災害等により孤立した離島の住民が、原子力災害対策指針に基づき、放射性物質による影響を可能な限り低く抑えつつ、安全に防護措置を実施するための対応について検討を行う必要がある。

1. 離島における孤立集落の発生について

自然災害等による孤立現象については、以下のとおり 2 種類に類型できる。
（「東海・南海地震に係る広域的な地震防災体制のあり方に関する研究報告書（平成 16 年 3 月：総務省消防庁）」、「中間山地等の集落散在地域における地震防災対策に関する検討会 提言」（平成 17 年 8 月：中間山地等の集落散在地域における地震防災対策に関する検討会））

- (1) 物理的孤立 道路・橋梁等の寸断・損傷等による交通・輸送手段の途絶
- (2) 情動的孤立 通信網の被災や電話回線の輻輳等による情報の収集・伝達手段の麻痺

2. 離島における防護措置の考え方

自然災害と原子力災害の複合災害が生じ、原子力災害重点区域内において、自然災害時における孤立した離島への対応については、①自然災害時における物理的孤立及び情動的孤立への対応を行いつつ、②原子力災害への防護措置（屋内退避、避難、一時移転等）を実施する必要がある。

特に離島の孤立時には、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における住民避難や一時移転の実施が困難となることから、自然災害の状況を踏まえ、状況に応じた柔軟な対応を想定しておくことが必要となる。

この場合、いずれにしても重要となるのが、情動的孤立への対応となる。情動的孤立が生じた場合、被災地における詳細な状況（物理的孤立発生の有無を含めて）が外部から認識不可能であり、状況に応じた適切な対応・判断が困難であることから、何よりもまず情動的孤立発生の早期把握と解消に注力すべきである。

そのうえで、物理的孤立が発生した場合には、関係機関においてはその状況を把握した上で物理的孤立の解消策を検討・実施する必要があるが、被災地におけ

る自治会や自主防災組織が避難行動の統率（放射線防護のための屋内退避、避難所への誘導等）を図ることも孤立時の対応としては重要となる。

また②について、孤立が発生している状況においては、避難行動が実施不可能であること、適切な防護措置の判断が困難であること、自主判断による行動を実施することで混乱が生じること等を踏まえ、原子力災害対策指針を踏まえ、海路や空路による避難や一時移転等の可能性を想定しつつ、これらの避難の準備が整う間は、被ばく線量をできる限り低く抑えるという観点から屋内退避を原則とすることが重要と考えられる。

3. 離島における防護措置への備え

2. における防護措置を実施するために、地域防災計画・避難計画の実効性をより向上させるため、地域における自然災害への備えを踏まえつつ、原子力災害時への備えを検討する必要がある。このことから、以下の事項についての対応を踏まえ、「玄海地域の緊急時対応」において、状況に応じた柔軟な対応を行うことができることを確認する。

① 自然災害の枠組みによる対応

- (a) 指定避難所（屋内退避が可能な施設）及び受入可能人数
- (b) 情報伝達手段の確保状況
- (c) 物資の備蓄状況
- (d) 物資の供給策
- (e) 港湾の整備状況
- (f) 医療機関（診療所を含む）、社会福祉施設、学校・保育所、在宅の避難行動要支援者数（支援者数を含む）及びこれらの施設等の自然災害時の対応
- (g) ヘリポート、ホイストによる着地可能な地点

② 原子力災害時における防護措置への対応

- (a) 避難計画に基づく避難・一時移転先及び避難ルート
- (b) 避難・一時移転に必要な輸送力、通常所要時間
- (c) 放射線防護対策の実施（新設・工事中のものを含む）
- (d) 屋内退避長期化に向けた備蓄状況
- (e) 放射線防護資機材の配備
- (f) 安定ヨウ素剤緊急配布の方法

以 上

避難を円滑に行うための対応策について (川内地域・伊方地域における検討事例)

1. 検討の目的

原子力災害対策指針では、緊急事態における防護措置実施の基本的考え方として、初期対応段階では、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要があることが示されている。

現在、地方公共団体では、迅速な防護措置の対応を行うため、避難実施単位ごとに避難経路、避難先等を示した避難計画が作成されているが、さらに避難計画の実効性を高めるために、避難を円滑に行うための対応策を地域の実情に即して検討する必要がある。

2. 川内地域・伊方地域で検討された対応策

川内地域・伊方地域では、初期対応段階で特に迅速な避難が必要となる P A Z（伊方地域においては、予防避難エリアを含む。）を対象に、以下の内容が検討された。

（１）避難車両シール＜川内地域、伊方地域＞

対象となる住民は、緊急時には予防的防護措置として放射性物質放出前に迅速に避難することが必要となるため、自家用車等により直接避難先に到着することとなる。そのため、避難受入市町における誘導員等が、避難元からの避難車両を識別できる工夫が必要となる。特に都市部が避難受入先となっている場合は、駐車場の容量確保が大きな課題となり、避難車両シートの貼付は駐車場の管理において有効と考えられる。（川内地域では、P A Z 内の自治会からの提案により避難車両シールを整備。伊方地域では、避難車両シートに安定ヨウ素剤の受取状況を識別できるよう明記）



図 1－1 薩摩川内市における避難車両シール



図 1－2 伊方町における避難車両シール

（２）避難誘導のための標識＜川内地域＞

対象となる住民が緊急時に迅速に避難するためには、あらかじめ定められた避難計画の内容を対象となる住民が認識しておくことが重要となる。そのための啓発の一環として、電力会社の協力により、避難元対象地区の電柱を活用し、避難先や自家用車で避難できない住民のための一時集合場所等の主要な情報を標識として整備することは、緊急時における迅速な避難行動に有効な取組と考えられる。



図2 避難誘導のための標識例 (※)

(※) 標識の活用例

- ・ P A Z 圏内において、複合災害等による一時的な地区の孤立が想定される場合については、屋内退避が有効となる場合がある。その際、標識を設置しておくことで、当該地区内における放射線防護対策施設への円滑な移動を促す。
- ・ 標識への記載内容としては、①施設場所、②向かう方向などの記載にとどめる。他の災害時に関連する標識（海拔、指定避難所の位置等）がすでに設置されている場合には、混同することのないよう、なるべく簡易化する等の配慮が必要。

(3) ワークショップの開催<伊方地域>

対象となる住民が円滑に避難するためには、自助・共助・公助の観点から、その地域における自主防災組織の活動のほか、民生委員、消防団との連携のうえ対応することが重要である。伊方町では、町、対象地域の自主防災組織、民生委員、消防団等が参加するワークショップを地域ごとに開催し、避難時における近隣世帯の乗合わせ車両を検討し、各世帯における配車計画を策定する等、円滑な避難の対応策についての検討を進めており、緊急時における避難行動に有効な取組と考えられる。



図3 ワークショップによる配車計画等の策定

以 上